

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1 2 3	熊本県知事	鹿児島市の女性	水俣病 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が、平成26年、平成30年及び令和5年に水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が、平成30年4月24日付け、令和2年3月24日付け及び令和6年9月2日付けでいずれも認定をしない旨の処分（原処分1ないし3）をしたため、請求人が、平成30年6月12日付け、令和2年4月7日付け及び令和6年11月8日付けで、それぞれ原処分1、原処分2、原処分3の取消しを求めて、審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和39年に熊本県水俣市越小場で生まれ、昭和58年まで同所に居住し、毎日魚介類を食べていたということであるが、遅くとも昭和44年以降は、不知火海岸地域では、水俣病が発生する可能性のあるレベルの持続的なメチル水銀のばく露が存在する状況ではなくなったと考えられること、請求人と同居していた請求人の家族に、公健法の水俣病被認定者はいないことなどの事情からすると、請求人に、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露があった可能性はあるものの、水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀に対するばく露があったとまでは認め難く、請求人の母についても、請求人を妊娠中、胎児性水俣病を発症するほど濃厚なメチル水銀に対するばく露があったとも認め難い。</p> <p>公的検診の結果、左右対称性の四肢末端の表在感覚障害が認められるが、触覚・痛覚低下の状態は検査によって大きく変動しているといえること、深部感覚や複合感覚の低下は認められないこと、メチル水銀に対するばく露の程度などの事情を踏まえると、請求人の感覚障害がメチル水銀へのばく露を原因とするものとは認め難い。また、請求人に、知的障害、協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害も認められない。</p> <p>以上によれば、原処分1ないし3はいずれも相当である。</p>
4	新潟県知事	千葉県袖ヶ浦市の男性	水俣病 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が、水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が、令和6年2月22日付けで認定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、請求人は、同年4月15日付けで再調査の請求をしたが、処分庁は、同年8月26日付けで再調査請求を棄却する旨の決定をしたことから、請求人が、同年9月17日付けで原処分の取り消しを求めて審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和21年から昭和38年まで現在の新潟県阿賀野市保田に居住し、両親は農業に従事していたが、請求人や家族が川魚を捕るなどして、幼少期から昭和38年まで週5～6日川魚を喫食していたということであるが、同居家族に水俣病認定患者はいないこと、請求人は昭和38年には県外に転居していることなどから、請求人は、一定程度のメチル水銀のばく露を受けた可能性は否定できないものの、水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀に対するばく露があったとまでは認め難い。</p> <p>公的検診等の結果、請求人には表在感覚の低下が認められるが、触覚・痛覚低下の状態は検査によって大きく変動しているといえること、一貫して高度な深部感覚の低下は認められないこと、メチル水銀に対するばく露の程度、医療機関の診療記録には平成27年より前には感覚障害やしびれ等に関する記載がないことなどの事情を踏まえると、請求人の感覚障害がメチル水銀に対するばく露を原因とするものとは認め難い。また、請求人に、協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害も認められない。</p> <p>以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとは認められず、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
5	独立行政法人 環境再生保全機構	愛知県岩倉市 の女性	著しい呼吸機能障害 を伴う石綿肺  特別遺族弔慰金及び 特別葬祭料	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、処分庁が令和5年4月5日付けで、請求人の亡夫（以下「未申請死亡者」という。）が指定疾病である著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺により死亡したとして請求人がした特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の請求について、法第22条第1項の認定を行わないとする処分をしたため、請求人が、同月18日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>未申請死亡者については、石綿にばく露した事実は認められるが、大量の石綿にばく露したとまでは認め難い。当審査会において入手できた放射線画像について経時的に読影を行った結果、いずれの時期の画像でも、胸膜直下に小葉中心性に分布する粒状影や胸膜下曲線様陰影等の石綿肺に特徴的な所見はみられず、石綿肺と判定することはできず、平成22年の時点から肺気腫がみられるとともに、平成22年5月時点でじん肺法で定める第2型以上と同様の肺線維化所見があったと思われる、その頃から平成27年にかけて肺の線維化が増悪していた経過、右上葉や中葉にも散在する線維化が認められることから、CPFE（気腫合併肺線維症）が示唆された。未申請死亡者については、著しい呼吸機能障害は認められたが、石綿肺に起因するものではない。</p> <p>よって、未申請死亡者について指定疾病である著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患していたと認定しなかった原処分は相当である。</p>
6	独立行政法人 環境再生保全機構	広島県尾道市 の女性	中皮腫  特別遺族弔慰金及び 特別葬祭料	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人において、夫である未申請死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫にかかったとして、法第22条第1項に基づき、特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利を認定することを求めたところ、処分庁が令和7年2月21日付けで当該認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年5月12日付け審査請求書をもって審査請求をした事案である。</p> <p>上記未申請死亡者について、病理組織診断が行われておらず、細胞診断においても、特徴的な中皮腫細胞の出現及び免疫染色結果が確認されなかったことからすれば、同人が石綿を吸入することにより中皮腫にかかったと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>